「おでかけ案内」情報掲載要領

「おでかけ案内」とは、地下鉄沿線で催されるイベントをご案内するA１サイズのポスターのことで、福岡市地下鉄駅のほか、一部の公共施設のポスター掲示板に毎月掲出をしています。

「おでかけ案内」への掲載依頼方法は下記のとおりです。

記

（１） 掲載依頼資格

「おでかけ案内」への掲載を希望するイベント関係者（団体・個人問わず）

(2) 掲載の対象となるイベント

福岡市地下鉄沿線（駅から徒歩で15分程度の範囲）で開催されるイベントであり、以下に相当しないもの。

1. 公序良俗に反する、または反する恐れのあるイベント
2. 犯罪行為、不法行為に繋がる、または繋がる恐れのあるイベント
3. 政治団体、宗教団体への勧誘を目的としたイベント
4. その他、福岡市交通局が掲載に不適切であると判断したイベント

（3） 掲載料

無料

（4） 掲載依頼方法

　　　「おでかけ案内」情報掲載依頼書（以下、「依頼書」という。）に必要事項を記載のうえ、郵送又はファクシミリ、Ｅメールにてご提出ください。　Eメールによるご提出の場合は、主題に**『地下鉄沿線イベント情報○月分』**（○には掲載希望月を明記）と記載してください。

　〈注意事項〉

1. 複数のイベントがある場合、イベントごとに依頼書をご提出ください。
2. チラシ等がある場合は、参考として依頼書に添付をしてください。なお、チラシ等を添付する場合であっても、依頼書の紙面掲載情報は必ず記載してください。
3. **依頼書の提出に係る受付完了のご報告は行いませんので予めご了承ください。**

※受付完了のご確認が必要な場合は、「(6) 提出先」まで、直接お電話ください。

（5） 提出期限

**掲載希望月の前々月２５日**

　 　　例：「おでかけ案内」令和２年１２月号への掲載を依頼する場合、依頼書の提出期限は令和２年１０月

２５日となります。

（6） 提出先

**〒810-0041　福岡市中央区大名２丁目５－３１　交通局営業課宛**

**ＴＥＬ ： 092-732-4209　　ＦＡＸ ： 092-721-0754**

**メールアドレス ： eigyo.TB@city.fukuoka.lg.jp**

（7） 記載内容

以下の項目のご記入をお願いします。

**記入された内容はそのまま紙面に掲載されますので、誤字や脱字などには十分ご注意ください。**なお、誤字や脱字による不具合等間違いが発覚した場合において、交通局は一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

なお，ご記入された個人情報は、「おでかけ案内」ポスター製作の目的にのみに利用させていただきます。

|  |  |
| --- | --- |
| 記載項目 | 記載内容 |
| 掲載月 | 紙面の掲載月をご記入ください。  **掲載月はイベント開催月と同様の月となります。** |
| イベント名 | イベント等の名称をご記入ください。 |
| 見出し | **４０文字程度**でイベント等の内容がわかる紹介文をご記入ください。 |
| 日付  （曜日） | イベント等の開催日をご記入ください。 ※**日付と曜日の不一致がないか**、必ずご確認ください。 |
| 時間 | 開場時間と開演時間をご記入ください。同時間の場合もそれぞれにご記入ください。 |
| 場所 | 開催場所の名称、所在地、地下鉄最寄り駅（複数駅も可）をご記入ください。 |
| お問合せ | 問い合わせ先の名称（個人名字又は団体名）と連絡先（原則として電話番号）をご記入ください。 |
| 料金 | 該当する料金種類の番号を○で囲み、金額をご記入してください。  前売り料金がある場合は、当日料金の後ろにカッコ書きでご記入ください。 |
| その他 | 割引の有無、定員、休館日等、特記事項があればご記入ください。 |
| 依頼者情報 | 依頼者の氏名、連絡先電話番号をご記入ください。  ※**ご記入された依頼者情報は、紙面に掲載はしません。** ※記載内容等について、交通局から問い合わせをすることがあります。 |

※過去の掲載内容は、交通局ホームページ（https://subway.city.fukuoka.lg.jp/odekake/event/）より確認　をすることができます。

（8） 掲載基準について

紙面の掲載スペースの関係上、原則、**依頼書の先着順に掲載**を行います。

よって、**依頼書の提出は、掲載を確約するものではありません**ので予めご了承ください。

（9） 掲載の可否について

掲載可否の発表については、**地下鉄駅などに実際に掲出される「おでかけ案内」への掲載有無をもってかえさせていただきます。**

※掲載内容については、交通局ホームページ（https://subway.city.fukuoka.lg.jp/odekake/event/）からで　も確認をすることができます。

※掲出前において、掲載の可否確認が必要な場合は、「(6) 提出先」まで、直接お電話ください。

（１0） 掲出期間について

　１か月程度

※毎月２５日頃に前月分と入れ替えて掲出をします。

　 　 例：「おでかけ案内」令和２年１２月号の場合、令和２年１1月２5日頃から令和２年12月24日頃まで掲出されます。

（11） 掲出場所について

　福岡市地下鉄駅や一部の公共施設のポスター掲示板等

(12) 適用

この要領は、令和3年5月１日（「おでかけ案内」令和3年6月号）から適用します。